

第 2 回

広島市・海田町合併協議会

会 議 録

(平成 15 年 8 月 26 日)

広島市・海田町合併協議会

第2回広島市・海田町合併協議会会議録

日時 平成15年(2003年)8月26日(火曜日) 午後2時00分～午後4時02分

場所 海田町 サンピア・アキ4階 鳳凰

出席委員

| 【広島市】 | 【海田町】 | 【学識経験者】 |
|-------|--------|---------|
| 秋葉 忠利 | 加藤 天 | 玉川 博幸 |
| 浅尾 宰正 | 河野 道昭 | 新井 卓夫 |
| 月村 俊雄 | 中岡 長一 | |
| 金子 和彦 | 佐中 十九昭 | |
| 永田 雅紀 | 原田 幸治 | |
| 平木 典道 | 崎本 広美 | |
| 増井 克志 | 多田 雄一 | |
| 山田 康 | 松岡 修士 | |
| 松浦 洋二 | 正木 洋 | |
| 三宅 吉彦 | 中野 潔 | |
| 南部 盛一 | 上條 正弘 | |

議題

第1回広島市・海田町合併協議会において提出された議題4～26(行政制度等の調整方針案)及び議題27(合併建設計画案)に係る協議

公開・非公開の別 公開

傍聴人の人数 12名

会議資料名 第1回広島市・海田町合併協議会資料

(平城事務局長)

皆様方には大変お忙しいところお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。最初に、本日の資料の確認をさせていただきたいと思います。一番上に「第 2 回広島市・海田町合併協議会次第」、次に「委員名簿」、次に「配席図」をお配りしています。それから前回使いました「第 1 回広島市・海田町合併協議会資料」でございます。以上が本日の資料となりますので、御確認ください。

それでは、本協議会においては、規約により、会長が議長を務めることになっておりますので、これからは秋葉会長に進行をお願いしたいと思います。会長、よろしくお願いします。

(秋葉会長)

それでは、議事を始めたいと思います。まず、委員の皆様方にはお忙しいところを御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

ただいまから、第 2 回広島市・海田町合併協議会を開催いたします。本日の会議は出席委員 23 名で、全員出席になっております。広島市・海田町合併協議会規約第 9 条第 3 項の規定による定足数を満たしております。

前回、8 月 1 日に開催いたしました第 1 回の協議会では、行政制度等の調整方針案や合併建設計画案について協議をいただきましたが、本日は引き続き、これらについて協議を行うことにしております。皆様方の忌憚のない御意見をいただきますとともに、協議が円滑に進みますよう御協力をお願い申し上げます。

なお、本日の会議の終了予定時刻は 4 時としております。また、本日の会議の会議録には、会長と会長が指名した 2 名の委員とが署名することになっております。今回は月村委員と中岡委員を指名させていただきます。会議録を調製した後、確認と署名をいただいたうえで、インターネット等で公開したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、議事に入らせていただきます。まず、「第 1 回広島市・海田町合併協議会資料」の目次を御覧ください。これは前回お配りいたしました資料です。前回の協議事項のうち、議題 1「広島市・海田町合併協議会会議規程(案)」、議題 2 の「平成 15 年度広島市・海田町合併協議会事業計画(案)」、議題 3「平成 15 年度広島市・海田町合併協議会予算(案)」、これらにつきましては既に御承認をいただいております。

本日は議題 4 から 26 の行政制度等の調整方針案、及び議題 27 の合併建設計画案、計 24 件について協議をしたいと思います。これらの議題については前回、事務局から内容を詳しく説明しておりますが、本日の協議に当たり、事務局から補足説明があるようでしたらお願いします。

(平城事務局長)

はい。それでは、御説明させていただきます。前回の協議会におきまして、いろいろと御協議いただきました中で、昨年開催した任意協議会で合意に至らず、引き続き協議を行うこととなりました出張所の取扱い及び水道料金の取扱いの 2 点に関する調整方針(案)について、海田町の委員から、さらに特段の配慮をしてほしい旨の要望が出されております。本日はこれら 2 点の調整方針(案)について、これまでの経緯を含め、その考え方を改めて御説明いたします。

まず、出張所の取扱いについてでございます。資料はお手元の「第 1 回広島市・海田町合併協議会資料」の 42 ページ、議題 15「行政機関の取扱い」となります。

出張所の取扱いにつきましては、昨年開催した任意協議会において、安芸区役所と海田町役場は距離的にも近く、公共交通機関などを利用すると安芸区役所のみで海田町全域の事務を処理しても

住民の利便性は低下しないと考えられることなどから、「海田町の区域内には区役所の出張所は設置しない。」とする調整方針（案）を提出いたしました。

これに対しまして、海田町の委員から「協議調整にお時間をかけてほしい。」「住民感情に配慮してほしい。」という趣旨の意見等が出され、協議が整わず、引き続き法定協議会に向けて協議を行うことになりました。その後、任意協議会や、海田町における住民説明会での住民からの要望、町議会における出張所等の設置を求める決議を踏まえ、何らかの窓口機能を町域内に確保することについて、海田町から広島市に対して繰り返し何度も要望がございました。

広島市としましては、安芸区役所と海田町との位置関係等から、基本的に出張所の設置は困難との考え方に立っておりますが、円滑な合併の実現を図るためにも、海田町と繰り返し協議し、検討しました結果、住民のニーズの高い住民票の写し、印鑑証明、納税証明の交付などの窓口機能を確保することとし、「海田町の区域内に、安芸区役所の連絡所を置くものとする。」とする調整方針（案）を協議会で提案しております。

これに対しまして、前回、海田町の委員から、「連絡所ではなく、出張所等の設置について特段の配慮をしてほしい」旨の要望がござっております。これにつきましては、広島市としては出張所をめぐるこれまでの事情、経緯等を十分に検討いたしました結果として、安芸区役所の連絡所の設置を提案しております。

今回、提案している連絡所の分担する役割として、今考えておりますのは、現在、安芸区内にある畑賀の連絡所、これは中野出張所の連絡所でございます。職員も嘱託1名という形になっております。これとは異なりまして、安芸区役所の連絡所として位置づける予定でございます。

具体的な取扱い業務は、地域の情報や意見等の収集、市政に関する情報の提供及び周知、それから市民からの相談、住民の方々の利用の高い戸籍謄本・抄本、住民票の写し、印鑑登録証明などの請求・受付・交付、徴収金に係る証明書の請求・受付に加えまして、国民健康保険のはり及びきゅうの施術券の交付等であり、またコミュニティ関係の事務も取り扱うなど、幅広く住民の日常的なニーズに十分対応できる、地域に密着した窓口となるものを考えております。また、設置場所につきましては、住民の利便性を考慮し、また既存施設等の有効活用の観点から、海田東公民館への併設を考えており、これに伴って現行人員を拡充・強化して、窓口業務への対応を十分に図ることを考えております。

続きまして、水道料金の取扱いについてでございます。資料は106ページの議題25「水道事業の取扱い」となります。

調整方針（案）は109ページに書かれております。水道料金の取扱いについて、任意協議会においては、同一給水区域内における使用者間の負担の公平性を確保する観点から、「水道料金その他の給水条件については、広島市の制度に統一する。」とする調整方針（案）を提案しました。これに対して、海田町委員から、「もう少し時間を取って協議調整してほしい」旨の意見が出され、引き続き法定協議会に向けて調整を行うことになっております。

その後、出張所の取扱いと同様に、任意協議会や海田町における住民説明会での住民からの要望、海田町議会における水道料金の激変緩和措置を求める決議等を踏まえ、水道料金について経過措置を設けてほしい旨、海田町から広島市に対し、繰り返し何度も要望がございました。

広島市としましては、広島市民及び海田町民ともに納得していただき、円滑な合併が実現できるよう、海田町と十分協議し、検討しました結果、「水道料金及びメーター使用料については、合併の日から平成18年3月31日までの間の2年間、現行のとおりとする。」との調整方針（案）を協議会で提案しております。

これに対して、前回の協議会で海田町の委員から、最低でも5年の経過措置を設けることについて特段の配慮をしてほしい旨の要望が出されたものでございます。これにつきましては、前回の協議会でも御説明いたしましたように、水道事業を所管している厚生労働省から、「同一の給水区域内においては同じ料金を適用することが原則であるが、市町村合併という特別な場合においては、で

きるだけ短い期間で期限を定めて経過措置を設けることは可能である。」との見解が示されました。

また、海田町の主要施設である蟹原・国信浄水場は、建設後 30 年から 40 年経過し、老朽化による改良更新期を迎えており、大規模な施設更新事業を実施しなければならないことから、海田町の水道事業をこのまま単独で経営したとしても、試算によれば平成 18 年度には赤字経営となり、大幅な料金改正が必要となってくると見込まれること、水道事業は事業運営に要する経費を水道料金で賄う、いわゆる独立採算制によって経営しており、長期間にわたって経過措置を設けることは、経過措置に係る水道料金収入の減収額を他の水道使用者に負担していただくことになること、などを踏まえまして、再度十分検討しました結果、2 年間の経過措置を設けるものとしたものでございまして、広島市としましては、経過措置の期間を 5 年間とすることは非常に困難であると考えております。補足説明は以上でございます。

(秋葉会長)

はい、ありがとうございました。それでは、ただいまの補足説明も含めて、議題の 4 から 26、行政制度等の調整方針案及び議題 27 の合併建設計画案、この合計 24 件について御質問、御意見等ございましたらお願いします。はい、どうぞ。

(崎本委員)

崎本でございます。先ほど、説明がありましたが、第 1 点目ですよね、連絡所の問題についてでございますが、今、説明言われたことはよく理解したいと思いますですが、先ほどの説明ですよね、第 1 回目の説明ですよね、私が連絡所と、行政機関の、連絡所と出張所はどのような違いがあるかと聞いたところですよ、いろいろ市の事務局の担当課長の方からは、説明がありましたが、今の先ほどの説明とですよ、第 1 回目の説明の内容がね、非常に違いますので、こちらが第 1 回目の説明では、人数は 1 人ですよ、住民票の写しと印鑑証明等々しかできないというような説明でしたが、今回の説明では、いろいろと今の出張所等の業務の内容も重複も入っていると。その点に対してですよ、出張所と連絡所をどのような区別をして今の東海田公民館に設置されるような、するような考えか、ちょっとお答えをお願いします。

(秋葉会長)

はい、事務局お願いします。

(北吉事務局次長)

ただいま委員からございました、前回の御説明いたしました内容と先ほど御説明した内容が違うというお話でございましたけれども、前回、区役所の出張所と連絡所の違いということで御答弁申し上げました内容を申し上げますと、連絡所については、戸籍の抄本、住民票の写し、印鑑証明、市税の徴収金の証明の交付等の業務を行い、出張所においてはこれらに加えて国民年金、老人医療費の関係等の受付業務も行っているという大きな違いを端的に申し上げておまして、本日申し上げた内容と一切変わりはありません。

それから、前回、1 名で体制、1 名の体制でという御指摘が今ございましたけれども、前回そういう発言はしておりませんので、御理解いただきたいということでございます。以上でございます。

(崎本委員)

あのですね、発言はしておられないと言われますが、私たちの、まあ私は法定協議会の委員で今回出ましたが、海田町の説明では、連絡所が 1 名と、出張所が 6 名以上という説明を海田町の執行部の方からは聞いていますし、ただいま言われた説明の中でも、私が言

うのはですね、連絡所と出張所の違いはいうたら、先ほど言われたとおりですよ。だから私は、出張所ではなしに連絡所を海田町にもやってほしいと。なぜかいうたら、やはり出張所の方は今の住民票の写しや何じゃかんじゃななしに、国民年金や国民健康保険、老人医療の関係、児童福祉の関係等々もできると説明がありましたので、そこをひとつ出張所を設置してもらえればと、非常に住民の不安も取り除けると、再々私は広島市の方に御提案申している次第でございますが、その件に対して説明が違うのではないかと。説明が一つも違っていませんが、その件に対してはどうですか。

(秋葉会長)

はい、どうぞ。

(北吉事務局次長)

まず、一つ整理しておきたいと思いますが、連絡所につきましては、海田町の方で1名体制という御説明があったというお話でございますが、広島市における連絡所につきましては、このたび御提案申し上げております、区役所の連絡所という位置づけと、さらには出張所、そのさらに連絡所という二つの性格がございます。このたび御提案申し上げておりますのは、区役所の連絡所ということでございまして、これは今、旧市内で申し上げますと、3か所程度、この連絡所の例がございます。その人員体制につきましては、常駐の職員4名、また嘱託職員1名という5名体制で実施をしていると。先ほど委員が申されました1名というのは、出張所の連絡所の体制であろうかと思っておりますので、このたび御提案申し上げているものとは異なります。

それから、出張所の設置を望んだにもかかわらずということでございますが、その点につきましては、先ほど事務局が補足説明をさせていただきましたように、様々な観点で検討した結果として連絡所を御提案申し上げているものでございまして、出張所の設置については困難であると考えております。以上でございます。

(秋葉会長)

はい、崎本委員。

(崎本委員)

すみません、再々。すみませんが、ほいじゃが、まあ矢野出張所は6名ですよ。5～6名でやっておられてますよね。そうしたら海田町に5名で連絡所をやってもらえる、なった場合ですよ、出張所と連絡所の違いはどこにありますか。ちょっとその説明をお願いします。

(秋葉会長)

はい、事務局。

(北吉事務局次長)

はい。まず事業内容の違いにつきましては、再度申し上げますけれども、出張所と連絡所の事業内容の違いといたしまして、連絡所にはない取扱い業務として、国民年金、また国民健康保険、老人医療費の関係等の申請受付業務を出張所はやっております。それから人員の話でございますけれども、ちょっと言葉が足りませんでしたけれども、広島市の区役所の連絡所についての体制といたしましては、設置場所を公民館に併設するというのを先ほど申し上げましたけれども、この公民館という施設を十分に有効活用して連絡所業務をやっていくということになりますので、そこに公民館の業務を行う職員4名と連絡所の専任の嘱託職員1名、この5名で窓口業務をやるということになるかと思っております。出張所につきましては、一応その取扱いの専任の職員がその程度の人数いるということでございまして、若干意味合いが異なっております。以上でございます。

(崎本委員)

じゃあ、すみません。

(秋葉会長)

はい。

(崎本委員)

ほいじゃったら私が申しますのはね、住民票や何じゃかんじゃではない、老人医療関係、医療福祉関係も連絡所ではやってもらえるということだから、出張ではなく連絡所をぜひお願いしたいということを私は申し上げている次第でございます。まあ、これはもう一度考え直してください。

それからもう1点ですよね、水道問題。水道問題ですよね、先ほど第2回目の、第1回目ですよね、法定協の中でですよね、厚生省、厚生労働省とも協議いたしました。厚生労働省もですよね、市町村合併という特殊な場合があるから、住民の負担がなるべくかからないよう、経過措置を設けて可能な限り理解が得られるようにと、そういう文書の内容が載っていました。ここですよね、何も住民の負担がかからないよう、お互いが協議しあってやらなければならないところがございますのでですよね、2年という、今の事業計画いろいろ出ましたがですね、2年といわず、海田町の場合はですよね、私も第1回目のあれで18年以降のことにつきましても言ったら、18年以降のことは17年度以降になってみなければ分からないというような回答がありましたが、私が申しますのはね、17年度になって18年度の会計がどうのこうのじゃなしにですよね、今の広島市さんはですね、次期財政健全計画を策定しておられますが、その中でもですよね、いろいろ実施し、来期に向かってですよね、やはり17年以降、18年のことも、やはり水道問題ですよね、18年度には値上げせにゃいけない時期がくる、そういう見解があると思います。それがあの第1回目の回答ではですね、18年度以降につきましては17年度時点での財政状況や、そのときの経済環境等を見極めて判断すると言っておられましたね。これは逃げ道じゃないかと私は思いましたけれども、18年度、市の水道、水道の財政はどういうふうになるかということはですね、今の広島市の健全計画の中でね、素案ちゅうものはもうできていると思いますが、その点どうですか。

(秋葉会長)

水道局ですか。はい。

(事務局・広島市水道局企画総務課長)

はい、御質問の中で1点、まずは厚生労働省の見解でございますが、第1回目でも申し上げました、私申し上げましたように、原則は同じ給水区域内で同じ料金を適用することが原則であると。しかしながら、その市町村合併という特別な場合は、できるだけ短い期間で期限を定めて経過措置を設けることが可能であるということで、あくまで原則は同じ料金にするというのが厚生省の見解でありますことをまず申し上げておきます。

それから、水道財政が18年以降いかがかということでございますが、これは前回も申し上げましたように、平成14年度から17年度までの4年間の財政支出計画、これでちょうど17年末に利益もない、損もないという計画でもって水道料金、現行の水道料金を設定をさせていただいているところでございます。

しかしながら、例えば水道の場合には、企業ということで、収入が落ちれば、それに合わせて支出を抑制するとか、そういった非常に周辺のといいいますか、事業経営の環境に合わせて、そういった努力をしたり、あるいは場合によったら水が予定どおり売れることもあろうかと思えますけれども、そういったもので、じゃあ向こう10年間で明らかにこういうような財政水準で推移するという

ことは、非常にまあ企業という立場でお示しをするのは難しいということで、このたびも、まずは現行の料金設定に達しております17年度までの間で現行料金を守るべく維持をし、18年以降につきましては、その17年度の時点でどうかということ判断するという、そういった、今までもそういうふうな4年ないし5年の中期的なスパンでの財政収支計画を策定し、次の財政収支計画を策定する時期になったら料金改定をどうするかということを検討してきたものですから、同様の考えでお答えをいたした次第でございます。以上です。

(秋葉会長)

はい、崎本委員。

(崎本委員)

言われるのはよく分かりますがね、私らの海田町を合併する場合はですよ、2年間処置、措置を講じてますよ、18年度にはまた、もしかですよ、もしかという言い方はおかしいことですが、もしか18年度以降に、18年度に広島市さんが水道料金を値上げされるとですよ、海田町の今までの現行の水道を払うてきた住民はですよ、約倍の負担がかかってくるんですよ。そこらを考慮してもらえないかということで、私たち議員代表はですよ、そのことで、住民の代表としてですよ、広島市さんのいろいろ訳がありますと思いますが、そこでダブルパンチがくることを、やっぱり住民の負担が軽くなるよう、軽くなるということはちょっとおかしいですがね、住民の期待に添ったように、ひとつ考慮がしてもらえないものかと、ずっとお願いしておる次第でございますが、その点いかがなものございましょうか。

(秋葉会長)

どうですか。はい。

(事務局・広島市水道局次長)

水道局次長でございます。18年度の料金改定についてというのが先ほどから、またもう一度御質問いただきましたので。このたびの料金改正は、平成14から17、その4年間の財政収支計画でもって9.6パーセントほど前回は料金改正をしております。その予定で今現在、財政運営を進めているわけでありまして、もう一つ、その前の料金改正が、実は平成9年に実施しております。平成9年の時もやはり4年間の財政収支計画、したがって、9年からですよ、12年度まで、9、10、11・・・4年間で料金改正を実施させていただきました。このときには、収入が右肩下がり状態ではありますが、より一層の、それ以上の経費節減、コストの縮減、人件費の抑制と様々な努力をいたしまして、結果的には1年間、料金改正が延びております。その前はもう非常なもので、これは13年ぶりのということでしたから、4年の財政収支計画でありながら13年間改定しなかったという、これはまた激動の時期ですから、あまり現時点では参考にならないかと思いますが、何を申し上げたいかといいますと、今現在の、例えばマイナスの人事院勧告でそれだけのコストが浮くとかですね、さらには修繕費あるいは委託料、これの抑制、それから工事コストの縮減といいまして、これを抑えていくことによって水道料金等の費用が少なくて済むと。そういう様々な経営努力をしております。そういった部分で、必ずしも平成18年に料金改正が必要になるかどうか、これはもう少し様子を見させていただかないと、18年度に必ずするということでは、過去の例からしては、ないものだというふうに思っております。

それから、海田町さんの御希望というのは、まさに今ですよ、海田町さんの水道料金は非常に安い状況だと思います。それは前々回の任意協議会のときに申し上げましたが、施設そのものが30年あるいは40年ということで、ちょうど改修ピーク、改修に至る直前ということで、30年前、40年前の建設当時のコストでもって現在運営されているわけですから、非常に少ない負担で済んで

いるということがあるんですね。これが長く続くことというのは、希望されるのはよく分かるのですけれども、ただ海田町自体の単独で、という部分も事務局さんといろいろ協議をさせていただきましたけれど、これはおおむね 18 年ぐらいで改定が必要になるであろうという、との御計画をお持ちでありました。

そういう中で、さらに広島市と統合して、その海田町の部分だけ抑制するということになれば、先ほど事務局も補足説明を冒頭でさせてもらいましたけれども、その減収の、要するに経過措置、減免措置を設ける部分の減収分については、他の使用者にその負担を求めることになる。それはなぜかといいますと、水道事業というのは独立採算制でございますので、水道料金でもって全体の運営をしているということでは、そのようなことになっていくわけです。したがって、我々としては総合的に勘案、判断をさせていただいたところでは、現在の御提案をさせていただいている 2 年が限度であろうというふうなところでございます。以上です。

(秋葉会長)

はい、ありがとうございました。佐中委員。

(佐中委員)

佐中といいます。二十数点にわたってお尋ねをいたします。

先の協議会で 1 年延ばしたらどのぐらい減額になるかと尋ねたら、総務省との協議、合併特例債の対象となる 240 億円の額が 20 から 40 パーセント落ちると説明がありました。私はそのとき、再々質問でありましたから、すぐに「次に移ります。」と言いましたが、8 月 12 日の我々の特別委員会の中で、委員の中から再度聞いてほしいという声がありますので、改めてお尋ねをいたします。

まず、平成 16 年 4 月 1 日付の場合、現在の建設計画案の総額では 836 億 8,700 万円を平成 16 年度 2004 年 から平成 25 年 2013 年度 までの 10 年間だとあります。それで、府中町、熊野町、坂町、湯来町が合併しなかった場合と想定をして、海田町が仮に平成 16 年 4 月 1 日付をもって合併をする。あるいは、それを 1 年延ばして平成 17 年 3 月 31 日付で合併した場合、同じ年度なのにどのように変わってくるのか尋ねるものでございます。

(秋葉会長)

はい。

(北吉事務局次長)

前回に引き続いての御質問でございますので、少し詳しくお話をさせていただけたらと思います。

まず、合併特例債につきまして御説明を申し上げます。このたびのこの合併特例債は、平成 17 年 3 月までに行われる合併につきまして、複数の団体が構成員となって合併する場合は、これは全体を同一の合併とみなして、この特例債の対象事業費を算定するということが定まっております。具体的な例として、仮にですね、広島市と海田町及び府中町、熊野町、坂町、湯来町、これらが合併する場合の数字を少し御説明いたしますと、個々の合併で算出される額の合計額は約 1,100 億円の特例債の適用額になります。しかしながら、これを一つの合併とみなして計算した際の合併特例債の額は約 660 億円ということになりまして、個々に計算した数字の合計額と、一つの合併とみなして計算した額がおおよそ 460 億円減額となります。

仮にこれを一つの合併とみなしまして、今、海田町さんの特例債の対象事業が 240 億円でございますから、これを按分をしますと、海田町さんへの影響額は約 100 億円、240 億円の今適用を考えておりますけれども、100 億円の減額をしないと全体のバランスが取れなくなります。率にして約 4 割。これだけ特例債の適用額が減るという仕組みがあるということ、まず御理解いただきたいと思っております。

それと、委員の御質問の中に、仮に合併しなかった場合という御想定でございますけれども、実は、特に海田町さんとの合併は、他に先駆けて合併の話が持ち上がり進行しておったところから、現在、広島市、海田町に対して適用できる額 240 億を満額考慮した整理をいたしております。また、これについては、その他の合併とは違う形で取り扱ってほしいということを総務省の方にもお話し申し上げ、現在、前向きな御検討をいただいているところでございます。

そうした中で、今、実は広島市については、府中町さんとは法定協議会を設置するような状況に至っております。また、熊野、坂、湯来町さんとも合同の勉強会であるとか、個別の勉強会を鋭意進め、平成 17 年 3 月末の合併をにらみながら、作業を進めている状況がございます。

こうした状況にある中で、広島市といたしまして、何らこれらの各町との合併を想定せずに物事を進めるといことはなかなか難しゅうございまして、今後、もし海田町さんとの合併が遅れるということになれば、当然、同一の合併として合併が進んでいくんだよという前提の中で、それをいつまでに決めるということで調整しながら、合併特例債の適用額も算定することになるかと思えます。そういたしますと、先ほど御説明いたしましたように、特例債の適用額そのものが単純に 4 割落ちてしまい、それが合併建設計画へそのまま跳ね返ってまいりますよと。こういうことでございます。以上でございます。

(秋葉会長)

はい、佐中委員。

(佐中委員)

中身は大体分かりました。1 年先送りをすると、計画そのものを見直すという御説明でございましたけれども、私は同じ年度でなぜ変わるかというのを 8 月 12 日の特別委員会の中で尋ねたら、うちの助役ですね、海田町の場合は変わらないという答弁を私いただいて、そういうように理解をしておるのですが、これは総務省の方針なのか、御市だけの単独の判断でそうされるのか。それをお尋ねします。

(北吉事務局次長)

合併特例債のこの適用につきましては、総務省がこの計算式の基準等を示しているものでございます。また、考え方も当然、総務省の考え方でございます。これにのっとって計算をし、特例債の適用をするということになります。以上でございます。

(佐中委員)

先般、8 月 12 日、海田町議会合併問題調査特別委員会が開催をされました。そのとき、委員の中から、「3 回程度では十分協議する時間がない。」「民意がまだ反映をされていないので、もう 1 年延ばせ。」という声が多くありました。

そしていろいろ審議する中で、最後に法定協議会の延期を求める動議と、広島市の財政収支の説明を求める動議が提出をされました。それぞれ全会一致で決まったわけでございます。一部新聞では、3 回程度という回数を回数制限せず法定協議会開催と報道がなされましたが、議論の中で、回数の撤廃への発言が多々ありました。しかし、本日の、8 月 26 日ですね、法定協議会はもう設定をされているので、延期はもう難しいのではないかと、変えることはできない。こういう議論もされましたけれども、それでも法定協議会の延期を求める動議は修正をされませんでした。

そして、動議を提出した委員から、御市の財政健全化計画は毎年 7 月と 2 月に見直されているので、7 月の財政再建化計画の説明を受け、さらに平成 16 年 2 月ごろまで延期をして様子を見てから、法定協議会を閉じてはどうかということでございました。これらのことについて、どのようにお考えですか。お尋ねいたします。

(北吉事務局次長)

ただいまの御質問でございますけれども、広島市・海田町との合併の期日に関しましては、昨年開催いたしました任意協議会において合意をいただきました、平成16年4月1日、この日での合併をする方が、先ほど特例債の話をしささせていただきましたけれども、合併建設計画の規模、また福祉施策の充実等の面からも、海田町さんにとって有利ではないかというふうに考えております。

この期日に向けまして、円滑に合併移行事務を進めるためには、できるだけ早期に市・町それぞれの議会での合併議決をいただくことが必要でございます。また、12月、今年の12月には、広島県会、県議会での合併議決を得る必要がございます。そういう任意協議会での合意事項に基づいて、事務を進めているところでございます。以上でございます。

(秋葉会長)

すみません、マスコミの取材の方。これは非常に大事な会議ですので、取材によってこの会議の内容が影響を受けないように、取材の範囲をきちんと限ってください。そちらのマスコミ席の方から動かずに、そして議論をしている最中にですね、勝手に動き回ることによって会議の内容に影響を与えないようにしていただきたいと思います。

佐中委員。

(佐中委員)

それは、合併を平成16年4月1日を前提として、事務的なことを強行しようとするからそういう答弁がなされたんですね。我々は議会の中で、民意が全く反映をされていない、町民の意思がほとんどですね、これを諮ろうとしない。こういう問題について、議会で議決をしたわけでございます。そういうことを含めてですね、同じく8月12日に海田町議会合併問題調査特別委員会で海田町の広域行政担当課長は、法定協議会の調印の前に説明会をしたいと、そして法定協議会の調印は大体9月の中旬ごろになるだろうという説明を受けており、法定協議会の開催期間中に住民に4か所ぐらいに分けて住民説明会を開く計画を明らかにしております。また、他の集会の要請があれば、出向いて行くとも答弁しております。この計画ですと、いまだに、全町民に案内はありません。そして、今考えると、時間的に無理と判断せざるをえないわけです。全体の流れから見ても、町民無視は平気、議会での答弁はその場しのぎである。全く軽視をされておる。この実態を事務局はどのように解決するのか、問うものであります。また、法定協議会開催中に住民説明会を本当にできるかどうか、私は不安でなりません、協議会の会長の方からも確認をしていただきたいと思いますが、いかがですか。お尋ねいたします。

(木原事務局次長)

海田町の広域行政推進課長の木原でございます。民意の反映ということで御質問いただいておりますけれども、昨年5月には、4会場で住民意見交換会ということで合併に関する意見交換会を実施をさせていただいております。その後、7月の末ということでアンケート実施をさせていただきまして、約過半数の方々の「合併が必要だろう」という御意見をいただいているということでございます。

それから、任意協議会を昨年12月に終了しまして、概ね合意を得た事項につきまして、1月から2月にかけて24会場で各自治会を回りまして、その内容と、今から協議をしていかなきゃいけない内容とを住民の方々に説明をさせていただいております。

それから、今後、住民の説明会をどのようにするのか、時間がないということでございますけれども、既に自治会連合会長とはその旨の相談をしております、近々、各地区の小学校区の連合会長にお集まりをいただいて、チラシの配布等の依頼、また会場の設定、時間等の設定、場所等の設

定も決めたいというふうに考えておりますので、それはチラシにつきましては全世帯に配付するという方法で自治会のかたがたにも協力をお願いしたいというふうに考えております。

(佐中委員)

説明の中身は分かりましたけれども、実際に法定協議会が9月の中旬ごろ調印をされるという話を聞いております。それまではですね、住民に・・・。

マイク混線により中断

(秋葉会長)

一応、落ち着いたようですから、会議を再開したいと思います。どうぞ、佐中委員。

(佐中委員)

ただいま、海田町の担当課長から説明をいただきましたけれども、もう法定協議会の協議会が開催をされるというのは事前に分かっておったわけでありますから、今ね、2週間以内で町民に徹底をして説明会を開くということ、それがあまりにも性急すぎるのですね。これではね・・・。

マイク混線により中断

(秋葉会長)

それでは、再開します。佐中委員。要点を絞って、時間がちょっと・・・。

(佐中委員)

私は通告しとるのです。私は質疑でね、通告するん初めてです。

(秋葉会長)

その事情ではなくて、要点を絞っての要領のいい発言をお願いします。

(佐中委員)

はい、分かりました。あと2週間しかないのに、町民にどうやってね、徹底するのか。私はね、海田町のこうした事務局、本当に機械的で事務的なね、やり方。町民が主人公じゃないんですよ。事務局が主人公、町長が主人公のですね、そういう、今の行政なんですね。私は本当に町民が、自治体が、海田町という法人格がなくなるかどうかという問題について、住民が参加をしてね、決める問題だと思うんです。このようなね、2週間しかないのに、今から町民に徹底するということ自体、私は大きなね、本当の姿勢から逸脱しとると思うんですが、その点、再度お尋ねいたします。

(木原事務局次長)

期間の問題ですけれども、もし延ばせばということではございましょうけれども、法定協議会を設置をして、その内容について決定をして、県知事への協議をいたします。おおむね2週間程度という期間というのは、いずれにしても変わりはない期間であろうと思います。その期間の中で、やはり決まってから、それを周知をして、会場設定をして、調印までにそういう説明をしていくという日程的なものについては、変わりはないというふうに考えておりますので、たかだか2週間しかない間ではございますけれども、最善の努力をして、周知をして、皆さんに御説明、説明会に来ていただいて、十分説明したいというふうに考えております。

(秋葉会長)

はい、月村委員。

(月村委員)

合併の問題に関して、広島市と海田町が真摯な話し合いをするという場を設けて、今、この場があるわけですが、私の認識では、過去、任意協議会を5回ほどやられて、そして、それぞれの問題点を整理しながら、最後に残ってきた問題が、水道料金の問題と出張所の問題というようなことであるように理解をしております。それで、我々の広島市議会も海田町議会も、合併協議会の設置を7月4日に議決をされておられますね。それに基づいて、7月の18日に合併協議会が設置されて、そして、今日が2回目の話し合いの場であります。

今まで伺いしておりました佐中さんの意見をお聞きしておりますと、これは海田町でやってもらいたい。この場でやる議論ではないと私は認識しておりますので、そのように整理をしてください。

(秋葉会長)

はい。ただいまの議事進行上の月村委員からの発言にもありましたように、海田町内で議論されるべき事柄と、この法定協議会で議論すべき事柄と峻別したうえでの御発言をお願いいたします。

1点、ただし非常に重要な点がありますので、これは海田町の議会議長さんに確認をしておきたいのですが、ただいまの佐中委員の発言の中で、法定協議会について、これを延期すべきであるという動議が出され、特別委員会全会一致でこれが承認されたという御発言がございました。ここに広島市議会、それから海田町議会、それぞれの議員の皆さんが出席されておりますが、これは議会代表でもあるわけですが、資格としては個人の資格で委員として出られております。しかしながら、議会の意向も我々としては最大限尊重する責任がございますので、海田町議会として、法定協議会、ただいま月村委員の御指摘にありましたように、同じ日に広島市議会、海田町議会でのこの法定協議会の設置について承認をしているわけですが、その後の状況で海田町議会としてこの法定協議会の、協議会の在り方について、これを延期する、あるいはその他の意思表示をしたという事実があるのかどうか。議長さんに、これは海田町議会の意思として確認をしておきたいのですが、記録にとどめるうえで非常に重要ですので、確認をお願いしたいと思います。

(河野委員)

海田町の河野でございます。手元にその当時の記録がございませんので、これは精査して、またしかるべきときに返事をさせていただきたいと思っております。以上です。

(秋葉会長)

一般論としては、しかしながら議長のところには、特別委員会で満場一致でそういう決議があったという報告はあったのですか。

原田委員。

(原田委員)

原田でございます。合併問題調査特別委員会の委員長を仰せつかっています私の方から、御説明させていただきます。

8月12日にですね、先ほど佐中委員の方から言われましたようなお話が出ましたが、最終的に私の方で確認しておるのは、3回程度この会議を持ちますよ、ということで、ある意味、皆さん同意しておりましたけれども、うちのところで動議が出ましたのは、「3回程度ということではなくて、回数を限らず」というのが最終的に私の方が受けた動議の内容でございます、「延期しましょう。」

とかという発言はありましたが、最終的に動議として受けて、皆さんにお諮りしたのは、「3回という回数を限らずにこの法定協議会を続けることの動議には、皆さん御異議ございませんか。」とお尋ねしたところ、「異議なし」という声が出なかったということでございます。・・・「異議あり」という声が出なかったです。はい。

(秋葉会長)

はい、分かりました。それでは、その点は確認をさせていただきました。佐中委員に改めて海田町内で議論すべきことと、ここの協議会で議論すべきこと、きちんと分けたいという御発言をお願いします。

(佐中委員)

議長、いいですか。じゃ、議長にお尋ねしますが、議題5の「合併の期日は平成16年4月1日とする。」という協議の中身ですね、私はこれに沿って今質問をしているのですが、私の質疑が間違っているのですか。お尋ねします。

(秋葉会長)

期日についての御発言をお願いしておりますけれども、その発言の内容が海田町議会、あるいは海田町内で行われる、海田町民の中で自発的に決めるべき事柄について、この協議会における議題とすることは不適切だと思います。そういうことを申し上げております。

(佐中委員)

議長。

(秋葉会長)

はい。

(佐中委員)

私は、一番重要な問題ですね。しかも、特別委員会の中で法定協議会の延期を求める動議が出されたのです。そして修正がなされませんでした。確かに「回数は3回程度というのは外してくれ。」「何回でもやったらいいじゃないか。」という声がありましたけれども、提出された動議は修正がなされませんでした。まあ、平行線になりますから、それはそれとして、次に移りたいと思いますが、ただ、これまで任意協議会の中で「大筋合意」という言葉がずっと出てきておるのですが、議会の中で、あるいは特別委員会の中で採決をしていないんですね。私どもは意思表示をしておりません。ただ何となく大筋合意で今日までできておる。最終的には、私は合併の、こういう議会の議決、ここで決めるのだろうというように思います。それまでは、任意協議会の中でこれまで意見もどんどん出ました。私もこれまでこのような意見をずっと出しましたけれども、最終的に議会の意思としてこうだというのは決まっていりません。ですから、出た委員が、それぞれのこうした立場で発言をするのは当然だと思うのですが、違うんですか。

(秋葉会長)

ただいまおっしゃっていることはですね、海田町議会における意思決定の在り方ですから、それは海田町議会の自主的な判断において行っていただきたいのです。我々が海田町議会の議論の内容、あるいはその決定の過程、最終結果について、この場で口を差しはさむということは地方自治の原則から言っても不適切だと。ですから、海田町議会の中で議論すべきこと、そこで決着を付けるべきことについては、きちんと町議会の中で行っていただきたい。しかしながら町議会の意思として、

例えば、法定協議会をこれを3回ということではなくて、もうちょっと何回やってもいいのではないかという意思表示があれば、それは、これは町議会の意思もこの法定協議会としては当然尊重すべき立場にありますから、それは確認をさせていただきました。しかしながら、町議会の中で、その町議会の運営の仕方がうんぬんということは、この法定協議会で言っても解決ができない問題でして、そもそも、そういうことについて発言をする場ではありませんので、それは控えていただきたいということを申し上げました。

(月村委員)

要するに、もう1回確認します。7月4日に広島市及び海田町の議会において法定の合併協議会の設置議案が可決された。これは事実なんですよ。事実なんですよ。これを答えてもらいたい。あなたがほかのことを言われても分からない。

(秋葉会長)

はい。整理ありがとうございました。その方向で進めさせていただきます。
はい、どうぞ、佐中委員。

(佐中委員)

はい、言わせてもらえば、法定協議会の設置は海田町は1票差で可決をいたしました。こういう実態があるわけですから、私はその立場で発言をしておる。では、次に移ります。

先般、8月12日海田町議会で、広島市との、広島市の財政収支の説明を求める動議が提出されました。これも全会一致で決まったわけでございますけれども、説明に来ていただけますかどうか、お尋ねをします。

(秋葉会長)

はい、事務局。

(平城事務局長)

海田町議会の合併問題調査特別委員会へ、広島市の財政収支の説明のために、広島市の職員に対して出席をして説明をし、質疑に答えてほしい旨の事前の打診としてお話はお聞きしております。が、議会あるいは議会の付託を受けた委員会が、調査し、あるいは審査するために、議長を通じて説明員として委員会等に出席する場合につきましては、地方自治法第121条に規定がございます。この説明員につきましては、当該自治体の職員に限るものというふうに限られております。

それからまた、他の自治体の職員等について、特別委員会等がですね、参考人として出頭を求めて意見を聴くことができる旨の規定がございますが、これは地方自治法第109条の5、あるいは110条、これは常任委員会あるいは特別委員会のことでございますけれども、この場合につきましても、当該自治体の事務に関する調査、または審査のために必要のある場合とされておりまして、他の自治体に関することを調査するために参考人として出席を求めることはできないというのが法の規定でございますので、その旨をお伝えして、今調整といいますか、海田町の方にそういう広島市の意向をお返ししております。以上でございます。

(秋葉会長)

はい、佐中委員。

(佐中委員)

それは、来ていただけないという結論ですね。お伺いします。

(平城事務局長)

今の規定に基づきまして、本市としましてはですね、今後も他の自治体との合併協議が予定されております。こうした問題について他の自治体から、いろいろな問題についてですね、直接広島市の事情を議会にですね、あるいは委員会に、権威のある議会、委員会に、説明員として説明に来いというようなことがあった場合には、やはりこれはある程度ですね、いろいろな問題に波及してきますので、あるいは海田の場合には行ってよそには行かないとかというような前例を作りましても混乱を招きますので、これはやはりきちんと法に従って対応しておく必要があるというふうに考えておりますので、今回はできれば、できればといいますか、法令上行けないというふうに思っております。

(佐中委員)

はい、議長。

(秋葉会長)

はい、佐中委員。

(佐中委員)

それではですね、我々が御市の方にですね、研修に行くという形で全議員がお訪ねしたら、これに応えていただけますかどうかですか。お尋ねいたします。

(秋葉会長)

事務局。

(平城事務局長)

そうですね、研修に他の自治体の議員が見えられるというようなことはございます。その場合にこちらの都合等つけば、対応するということでもございます。そういったことで、広島市の状況を、任意に来られて、御質問ということについては、事前にどういったことをお聞きになりたいかというようなことにつきましても、照会文等を議長名でいただきまして、対応するとか、というようなことは、制度上は可能かと思えます。

(原田委員)

今の問題にかかわってなんですけれども、やはり新聞紙上で2005年度には、というのが報道がなされまして、町民がちょっと不安がっているところがありますので確認をしたいのですけれども、議題27の合併建設計画案、836億何がしの、任意協で合意に至っておるわけですけれども、これについて、例えば今の中期財政見通しのうんぬんかんぬんですかね、ここの合併建設計画案に影響がないのだろうかというふうに町民の方から、ちょっとお電話があつたりしております。で、この場でですね、それを御答弁いただければ、私の方も町民にこういうことでお答えがありましたということを具体的に伝えますけれども、よろしく申し上げます。

(秋葉会長)

はい、事務局。

(平城事務局長)

中期財政見通しと、それから合併建設計画の関係につきましては、前回にも御説明させていただ

きましたと思いますけれども、国の合併に伴ういろいろな財政支援策、合併特例債、あるいは交付税とかですね、普通交付税、特別交付税、そういった合併に伴います国、県の財政支援策を十分に活用して計画を立てております。それから長期的な、この合併建設計画に伴います長期的な財政収支計画も立てております。起債制限比率がそれでどの程度変わってくるかというようなことも、これは10年に限らず、20年、30年先まで、我々としては作業しております。その中で、これは無理なくできるというふうに考えて、前回はそういうふうな御説明をさせていただきましたので、これは信用していただきたいというふうに思います。

(秋葉会長)

はい、佐中委員。

(佐中委員)

次に移りますけれども、議題9の「海田町の財産をすべて広島市に引き継ぐものとする。」というのがありますけれども、私は広島市の基金はほとんど取り崩してゼロに今近いというふうに考えております。海田町は財政調整基金は今年度取り崩しても約6億円、残高が見込まれております。この29ページの概算表から今年度試算をしてみますと、海田町は約20億円あります。普通財産の土地は遊休地などで処分すると2、3億円ありますから、合わせると22、23億円となる計算であります。逆に負債は、残高は、市は一人当たり147万円、海田町は66万円と見込まれており、将来、行財政の執行に当たって不安なのでどうかという問いに、事務局長の答弁では、「今後、新たな海田町の投資的経費、事業は見込まれないという状況がある中で、我々とすれば海田町のまちづくりのために、合併のための国の財政的な支援等を活用しながら、かなりの投資の費用でやらせていただく。」という発言でございました。

今回の平成の合併は、99年の法改正で、合併特例法で、特例債として制度化されたものでございます。そして、起債の充当率が90パーセントから95パーセントに拡大をされ、起債の元利償還金は70パーセントが普通交付税で措置されるとしており、そして残りの5パーセントは一般財源で賄うということになります。どちらにしても、国も地方も借金をして返済をしなければなりません。合併建設計画の総額836億円で、そのうち240億円は特例債などありますが、その内訳を具体的に示してくださいという、私は通告をして、その中で10年間の合併特例債等、国の支援制度、県の支援制度、広島市の負担分、会議以前に資料を求めるというのを私は通告の中で要求をしておるのですが、私だけ資料を求めて、あなた方の資料を全く私の方に返してこない。何と不親切なのかというように思うのですが、これの説明を求めます。

(秋葉会長)

事務局。

(平城事務局長)

はい。これは法定協議会の中でやることですので、法定協議会の中で御質問をしていただき、法定協議会の中で御回答をさせていただく。皆さんが委員でございますので、会議を効率的に進めるという意味で、前回、会長、議長の方から、できれば会議を効率的に進めるために事前に出していただけないでしょうかということ、お出しいただいたものというふうに理解しております。ですから、会議の場で皆様にどういう質問が出、どういう回答をしていくのか。やはりここは会議の場で質問することが本筋だというふうに考えております。以上でございます。

(秋葉会長)

はい、佐中委員。

(佐中委員)

それじゃ資料の提出を求めます。

(平城事務局長)

ここで少し御説明をさせていただきます。合併建設計画 837 億でございますが、これは特定財源ですね、国・県の支出金、これは現行制度での、一応、その制度が今後も継続するという前提に立っておりますけれども、おおむね約 320 億円の国・県支出金が予定されるということで考えております。それから、負担金その他の特定財源約 20 億円。残り 497 億円、これについて財源手当をしていく必要がございます。このうち、合併特例債が、先ほども申しましたように 240 億円の 95 パーセントということで、228 億円、合併特例債を充当するというところでございます。

それから、10 年間、あるいは交付税につきましては 15 年間交付されますけれども、その中で普通交付税の合併算定替が約 20 億、あるいは合併補正の交付税が 30 億円、あるいは特別交付税が約 5 億円、合併推進交付金が 2 億円、またそれから今回、海田町の方で都市計画税ですね、段階的に 0.3 パーセントまで上げていくことにしておりますが、これが概ね 40 億円入ってきます。それから地方譲与税、その他の交付金の増収が 30 億円、こういった財源を活用して、合併建設計画の財源として計画をしております。具体的には以上でございます。

(秋葉会長)

はい、佐中委員。

(佐中委員)

後ほど出てきますけれども、御市の方は財政的に非常に悪化をしておるとい報道がなされて、私も実際、大変だなというように思って心配をしての、市の市債の部分でどれだけ市が負担をしなければならないのか、あるいは一般財源でどれだけ負担をしなければならないのか、後ほどお尋ねをいたします。

続いて、次に移りますけれども、行政機関の取扱いについて、先ほど、出張所の問題でありましたけれども、海田町議会の 6 月議会で出張所の建設ということを全会・・・、多数決ね、多数決で議決をしたわけですが、この議会議決についてどのようにお考えなのか、お尋ねいたします。

(秋葉会長)

はい、事務局お願いします。

(事務局・広島市市民局次長)

市民局次長でございます。先ほど、冒頭で事務局の方から御説明申し上げましたことではございますが、出張所、連絡所を所管しております市民局として、重複する部分ではございますが、御答弁させていただきます。

まず、出張所の設置につきましては、先ほど事務局から、るる、こういう理由で設置できないということを御説明申し上げましたとおり、出張所の設置については、広島市は困難であると考えております。しかしながら、海田町との合併につきましては長年の懸案でございまして、円滑な合併が実現できますように、住民の方々の要望、あるいは町議会における出張所等の設置を求める決議など、窓口施設の設置に対する海田町さんの強い要望を考慮いたしまして、住民票の写し等々の事務が実施できます窓口機能を確保することにいたしまして、今回の調整方針案として、連絡所の、安芸区役所の連絡所を置くものとしたところでございます。

具体的な機能につきましては、これは大事なところでございますので繰り返させていただきます

けれども、一つは住民の方々の利用の非常に高い、戸籍謄本・抄本、住民票の写し、それから印鑑証明書などの請求・受付・交付、徴収金に係る証明書の請求・受付・交付、これらに加えて、さらに国民健康保険のはり及びきゅうの施術券の交付、またさらには市民、地域の方の要望や意見等の収集、市政に関する情報の提供及び周知、市民からの相談。こういった幅広く住民の日常的なニーズに十分対応できる地域に密着した窓口になるものと考えているところでございます。

どうか、今までのところをお汲みとりいただきまして、御理解賜りますようお願いいたします。以上でございます。

(秋葉会長)

はい、佐中委員。

(佐中委員)

御理解できません。なぜかと言いますとね、広島市さんと合併をいたしますと、連続立体交差事業もかかわってですね、海田町の役場は全くなり、将来はあそこを公園にするというんですね。長年培ってきた海田町のそうした歴史、文化、そうした集積であるそういった庁舎が全くなってしまいますのですね。よりどころがなくなってしまうのですね。それを、せめて連絡所ということで議会で決めたわけです。それを、連絡出張所といい、それを連絡所に格下げをする。私は残念ではない。同じ答弁であるのなら、私は答弁はいりません。残念です。もし前進があれば発言してください。

(秋葉会長)

では、答弁は変わらないと思いますから次の質問に移ってください。

(佐中委員)

では、次へ移ります。同じくですね、今の行財政の問題ですけれども、現在の防災無線放送施設は廃止をして、新たに1か所、または2か所設置という報告を海田町はいただいております。そしてその内容として、屋内連絡の受信機30台と30数台ですね、自治会長、消防団に貸与すると報告を受けておりますが、しかし、現在の安芸区は廃止の予定があったことが1年延期をされたという話を聞いております。実際、将来どうなるのか。お尋ねをするわけです。

(秋葉会長)

事務局。

(事務局・広島市消防局防災担当課長)

消防局防災担当課長でございます。防災行政無線でございます。防災行政無線につきましては、国から市町村ごとに周波数、異なる周波数をいただいております。防災行政無線免許、これによって受けて使用するものでございまして、一市町村一周波数ということでございます。海田町と合併後につきましては、現状の放送エリアなどを踏まえまして、本市の周波数による防災行政無線に一本化されることになりまして、合併時には海田町の防災行政無線を廃止するというところでございます。

御質問にございました屋外受信機、これにつきましては、合併後につきましては、海田町の西部地域及び東部地域に各一機設置を考えております。西部地域につきましては放送効果を考慮いたしまして、防災拠点でございます海田地区消防組合、こちらの方に設置をすることとしております。また東部地域につきましては、今後、広域避難場所、これの指定と併せまして設置をしていきたいと考えております。

さらに屋内受信機でございます。これにつきましては、自主防災会の会長宅などに 66 台、急傾斜地情報連絡者宅に 18 台、消防団幹部宅に 3 台、計 87 台を整備することといたしております。以上でございます。

(佐中委員)
会長。

(秋葉会長)
はい、佐中委員。

(佐中委員)
私が心配するのは、この体制で緊急時に本当に対応できるのかどうか。特に昨今、地震等が本来こないだろうということから、実際はきておりますけれども、この対応について本当にできるかどうか心配なので、再度お尋ねをいたします。

(秋葉会長)
はい、消防局。

(事務局・広島市消防局防災担当課長)
お答えいたします。防災行政無線の屋外受信機につきましては、先ほど申し上げましたように防災拠点、あるいは広域避難場所、それから不特定多数の方が集まりますような繁華街等、こういった所に、場所に設置をいたしております。それから屋内受信機につきましては、やはり地域の住民の方に直接防災情報をお伝えするというので、自治防災の会長さん、あるいは消防団の幹部等々、こういったところに情報を伝達していきまして、そこから地域の住民の方にお伝えをしていくということで十分に対応していくというように考えております。以上でございます。

(秋葉会長)
はい、佐中委員。

(佐中委員)
私、消防団におりますけれども、非常に今の対応については疑問を持っております。

次に移ります。議題 18「税の取扱い」についてお尋ねをいたします。海田町が広島市と合併をすることになりますと、現在、町民負担があまりにも、現在の町民負担があまりにも増大をいたします。市民税の均等割の増、都市計画税の新設、公営住宅の増、大型ごみ処理の有料、駅前自転車の利用料の年間割引が、ストレートに負担増となり、さらに水道料金も 30 パーセントから、先ほど論議されておりますような形でまた引き上げられる可能性が大であるという。

さらに一般会計、特別会計、企業会計の起債残高は、議題 9 に示されておりますように、広島市さんは大きな金額を示しております。その差は 2.2 倍に海田町と比べるとなります。都市計画税は、平成 17 年度から 1000 分の 1 として、毎年 1 パーセント、1000 分の 1 ですね、アップをして、19 年度から統一をするというしております。私はいくら吸収合併でも、不公平と感じます。これが逆であればですね、私は問題ないと思いますが、112 万 6,000 人の人口を抱える御市が約 3 万の海田町民にその負担を、いや応なしに押し付けると、これは忍びがたいというふうに考えるわけです。

先の水道事業も 2 年間の減免措置にすぎず、水道局次長は「2 年間分の剰余金があり、その分、最大限延長して減免措置をする。」という、こういう答弁をしておりますが、そのような論法でいくならば、せめて都市計画税の負担の 5 年間の据え置きを、平成 21 年度から課税するということ、

主張するものですが、いかがですか。5年間の根拠は、海田町の都市計画税が、これが5億、事業所税が2億円あります。合わせて年間7億円の負担を強いられることになるわけですから、いかがですか。お尋ねをするものです。

(秋葉会長)

はい。

(事務局・広島市財政局税制担当課長)

税制担当課長でございます。都市計画税は、都市計画事業や土地区画整理事業に要する費用に充てるための目的税でありまして、広島市ではその税収を下水道整備や街路整備などの財源に充ててきております。海田地区におきましても、今後、広島都市圏の東部の拠点づくりの推進などを図る必要があることから、その重要な財源となるものでございます。

このため、海田町における都市計画税につきましても、過去の様々な町との合併事例との均衡を考慮すれば、合併の翌年度から直ちに広島市の制度に統一することになるところでしたけれども、任意協議会における海田町からの強い要望があったこと等を踏まえ、平成17年度から税率を0.1パーセントずつ段階的に引き上げて、平成19年度に広島市の制度に統一することとしたものでございまして、5年間課税せずに据え置くということは極めて困難であるというふうに考えております。以上でございます。

(佐中委員)

議長。

(秋葉会長)

はい、佐中委員。

(佐中委員)

非常に不満です。我々に増税や負担増を押し付けながらですね、そして、市債の負担分も合わせて我々にかぶせようと。私は非常に不満です。先の水道論法でいきますと、5年据え置くというのは、合併の時期の、合併という特殊な例があるのではないかというふうに思うのですが、答弁を求めても同じ返事なので、次に移ります。私は非常に不満なんです。

次、議題19ですが、「使用料、手数料、負担金等の取扱い」についてお尋ねをいたします。町営住宅と県営住宅の家賃の取扱いについて、町営住宅の家賃は3年間、経過措置を講じると。先の協議会で県営住宅の家賃についても広島県に申し入れると、減免措置を申し入れるという答弁がありましたけれども、その後の進捗はどうか。お尋ねをいたします。

(秋葉会長)

はい、事務局お願いします。

(事務局・広島市都市計画局住宅管理担当課長)

住宅管理担当課長でございます。県営住宅の家賃につきましては、昨年来、市と町とで、町営住宅の取扱いの協議、検討をする中で、県に対しても情報提供することによって、県においてもこれらを踏まえて検討をされてきておりました。このたび、市と町との調整案と同様の3年間の負担調整で取扱いを行うとの連絡を受けております。以上でございます。

(佐中委員)

議長。

(秋葉会長)

はい、佐中委員。

(佐中委員)

分かりました。

続いて、駅前の自転車駐輪料金の取扱いについてお尋ねをいたします。登録料の段階的料金体系、3か月、6か月、12か月の体系を直ちに廃止をするという方針がありますが、海田町の場合、1年間通して預ける契約をいたしますと、5,500円減額になるわけです。今のままですと、増えることになるんですね。この問題について、自転車を利用する学生がですね、私のところに陳情に来まして、海田町内で高校が2校、安芸区に1校あり、せめて学生の利用割引を講じる必要がありますけれども、この点について配慮していただけるのかどうか。お尋ねをいたします。

(事務局・広島市道路交通局道路管理課長)

道路管理課長でございます。自転車駐輪場の使用料につきましては、本市が1か月当たり自転車の登録料金が1,000円ですけれども、海田町の現在の駐輪場の形態等も考慮いたしまして、今後、新たに駐車場が再整備されるまでの間につきましては、現行の海田町の登録料金である、1か月700円を引き継ぐ計画をしようということをしております。したがって、登録料金の年額は700円×12か月で8,400円となります。現行の海田町の年間割引料金、割引を利用した額が6,500円ですから、必ずしも急激な負担増とはいえないと考えております。したがって、議員が指摘されています学生のみ自転車登録使用料の段階的料金体系を残す経過措置につきましては、本市の駐車場の料金体系について、学生を対象とした割引制度を設けていないため、困難であると考えます。

なお、合併前に海田町駐輪場の登録の手続きを取られますと、合併時に登録期間が残っている方については、その残りの期間に限り合併後の登録期間として認定し、差額の徴収は行わないことといたしますので、合併直前に海田町において年間登録されますと、実質的には1年の経過措置があることと同様の効果がありますので、御理解賜りたいと思います。以上でございます。

(秋葉会長)

はい、佐中委員。

(佐中委員)

非常に不満なんです。次に移ります。議題20「補助金等の取扱い」。海田町にのみあるもの、22件ありますが、ほとんど廃止をされております。黒い星印がありますけれども、これは自治会、町内会の自主的な活動を1年の経過措置を設け、1年後には廃止しようとする方針に、随分冷たい政策だと感じます。地域コミュニティは長年培われてきて、蓄積されてきたものであるだけに、残念であります。御市は小学校区を中心しておられますが、海田町は町もく単位で自治会の結成をしておりますので、公的補助を廃止されればたちまち困るわけです。都市型の核家族を中心とした自治会活動になるおそれがあり、そうなれば地域社会が冷え切ってしまうおそれがありますが、どのように解消されますか。お尋ねをします。

(秋葉会長)

はい。

(事務局・広島市市民局市民活動推進担当部長)

市民活動推進担当部長でございます。町内会、自治会の件についてお答えします。町内会、自治会につきましては、住民相互の助け合いや、居住環境の整備を図るなど、地域住民の福祉の向上を目的とした自主自立の団体で、地域における様々な団体の母体として、コミュニティづくりに重要な役割を果たされていると認識いたしております。本市におきましては、町内会、自治会の運営に対する助成は行っておりませんが、これは運営費の助成を行うことにより、行政の下請化を助長し、官製化された自治活動につながり、町内会、自治会の自主性を損なうおそれがあること等の理由から、直接的な支援は行っていませんのでございます。この基本方針の下、海田町側と協議調整をいたしました結果、過去の合併町の措置と同様、廃止することといたしましたものでございまして、御理解いただきたいと思っております。

しかしながら、合併と同時に直ちに補助金を廃止した場合、町内会活動費が減少し、町内会活動に支障を生ずるおそれがございますこと等から、1年間の経過措置を設けさせていただくものでございます。

なお、本市におきましては、地域のコミュニティ振興を図っていくために、様々な施策を行っております。海田町にない、本市独自の制度といたしまして、地域のコミュニティ活動の拠点となる地区集会所の整備をはじめまして、各種地域団体が共同・連携して実施するスポーツ大会、レクリエーション等、コミュニティ活動に対する地域活動振興補助、また、屋外掲示板を設置する場合の屋外掲示板設置補助、また、各種地域団体の相互交流や連絡調整を目的に、各区単位で組織されておりますコミュニティ交流協議会への補助、さらに、地域リーダーの方が安心して活動に取り組んでいただくことができるよう、地域活動指導者等損害賠償責任保険制度など、活動の側面からの御支援を行っております。

また、海田町と本市の両方にある制度で、住民組織自らが集会施設を整備する場合の補助制度におきましても、新築の場合の補助限度額や改築の場合の補助限度額が引き上げられます。このように合併により新たに利用できる制度や、手厚くなる制度もございます。これらをコミュニティ振興に今後、有効に活用していただきたいと考えております。以上でございます。

(秋葉会長)

はい、佐中委員。

(佐中委員)

私がね、心配するのは、今まで長年培ってきて本当に町内会どうし、横や縦のつながりで今日まで海田町、本当に全住民が親しく生活をしてきたわけで、私はこの制度を見ますとですね、何か賽の河原になるような感じがするのですね。都会型の冷え切った人間関係で横のつながりがなく、私は、なるかどうか、それは私の考えで、「お前、勝手よ」といわれればそうかもしれませんが、しかし、都会の核家族、そして、そのことによって地域社会が冷え切ってしまう。こんな行政を恐れておるわけです。いくら言っても改善の余地がなさそうなので、私はもう不満です。

次に移りますけれども、「ごみ及びし尿処理事業の取扱い」に移ります。前回の協議会で、論議がされて、御市の資源ごみの取扱いを3年後には統一をするということをお答えがありまして、前回、中岡委員の方から提起されましたが、海田町の方式を将来続けていただきたいというふうに思いますが、「これはちょっとだめ」というふうなお答えが記憶にございます。また、資源物回収は各自治会の協力も非常に、海田町はやっております。そして年間約900万円を約45の自治会が人口割で交付を受け、自治会の収入源の大きな一つにもなっている。資源物回収奨励金は廃止、自治会の方の補助金も廃止、大型ごみは有料では、ますます市のごみ処理の方式に不満を抱きますけれども、いかがですか。お尋ねいたします。

(秋葉会長)

その前に一言申し上げておきますが、自治会活動に対する補助金がないということで、あたかも広島市の地域における活動が冷え切ってしまっている、あるいは地域における市民の自発的な活動やまちづくりの活動が非常に不活発であるというような認識をお持ちのようですけれども、これは補助金のあるなしにかかわらず、ここにいらっしゃる市会議員の皆さんも直接地域で御存じのとおりですし、それから職員もこれに一生懸命努力をしておりますけれども、地域レベルにおけるまちづくり活動は、広島市内では大変活発に行っておりますし、今おっしゃったような冷たい地域関係というような形で広島市の行政の在り方、あるいは議員活動の在り方、地域活動の在り方について、そういった性格づけをされるということは、我々は非常に広島市民として残念に思っておりますので、そういうことを申し上げておきます。次の方、質問についての答弁をお願いします。

(事務局・広島市環境局業務第一課長)

環境局の業務第一課長でございます。今、資源の回収奨励金のことでございますけれども、これにつきましては、ごみの分別に大きく関係してございますが、ごみの分別の統一を3年間にするという、そこをちょっと説明させていただきますけれども。まず、ごみの処理につきましては、日常生活に最も密着した行政の一つでございます。そうしたことで、長年慣れ親しんできたごみの出し方を変更することにつきましては、住民の皆様にとって大変負担があるということでございまして、十分な周知期間が必要であろうと考えております。しかし、一方では、一つの行政区内では、市民サービスの公平性の確保であるとか、効率的なごみの処理の推進等の観点から、できるだけ早期に統一した処理体制にするのが望ましいということも反面ございます。

こうした観点から、今回、その収集処理体制の見直し、さらにまた住民の皆さんへの周知等に必要期間、そういったことを考慮いたしまして、統一に必要な期間が3年必要であるというふうに判断して、3年間の経過措置を設けた後に統一しようというふうに考えたところでございます。

次に、資源ごみの回収奨励金、どこまで保証されるかということでございますけれども、資源ごみの回収奨励金の趣旨は、町内約150か所の集団回収の指定場所で、地域住民の皆さんが自らビン、缶類などの有価物を11種類に分別され、また当番を決めて分別指導を行ってきたことに対して奨励金を交付し、再資源化の推進を図っているものでございます。したがって、海田町の制度を維持する3年間でございますけれども、これにつきましては住民の皆さんに指定場所で分別・整理していただくこととなりますので、資源回収奨励金も海田町の方式どおり算定して、交付することと考えております。具体的には、スチール缶やアルミ缶は売り払い金額の全額を、新聞・雑誌・段ボール・牛乳パックは売り払い金額の2分の1を交付するというやり方でございます。ちなみに、広島市の制度に統一する3年経過した後でございますが、これは奨励金交付要綱の趣旨からしても、交付はできないというふうに考えてございます。

それから先般、中岡委員さんの方からございました、海田町の制度に広島市全体が統一していったらどうかということがございまして、ちょっと先般、言葉足らずの部分がございましたので、もう一度改めて説明させていただきますと、広島市の資源ごみ収集制度は効率的に収集し、かつ、できるだけ住民負担をかけないという観点から、家庭で紙、布、ガラス、金属、それぞれにまとめて月2回、自宅近くにあるごみステーションに排出していただいております。それを市が一括収集いたしまして、市内2か所の資源選別施設で12種類に選別して、リサイクルするというシステムになってございます。

一方、海田町さんの場合でございますけれども、住民自身の分別による意識醸成という効果があると考えられますけれども、海田町方式を広島市で取り入れるということにつきましては、まず1点目といたしまして、回収かごを並べるわけでございますけれども、通常のごみステーションよりも広いスペースが必要ということになります。全市的にそれを確保することはまず難しいということが1点ございます。

次に、海田町さんの方でも通常のごみステーションが約 650 か所ございますけれども、資源ごみの指定場所、これについては約 150 か所というふうになってございまして、指定場所の数が限られるために遠くまでごみを持ち出すことになりまして、住民の方にとっては若干不便になるうかということがございます。

次に、収集に当たりましては、ごみの種類ごとにそれぞれ車が集めて回るために、同じ指定場所を何台もの収集車が回るということになりまして、収集経費が割高につくという点がございます。

次に、分別の悪い人がいます。中に、住民の皆さん一生懸命やられると思いますが、中には分別が悪い、例えばビンの方にキャップがついたり、ワインのビンにコルクがついたり、そのまま分別が悪いものが出ますと、再度選別が必要になってくるということになりますと、再選別をするための施設も別途必要になるというようなこともございまして、そういったものを総合的に勘案いたしまして、広島市の制度に統一することが適切であるというふうに判断したものでございます。よろしく申し上げます。

(秋葉会長)

はい、佐中委員。

(佐中委員)

内容については分かりました。

次に移ります。議題 27、別冊の方でありますけれども、海田町の合併建設計画であります。まず最初に地方分権という言葉がいたる所に出てきます。地方分権というのは、国の権限を都道府県や市町村に分けて、都道府県の権限もできる限り市町村に分けるという内容であります。つまり、基礎的自治体の権限が強化されることこそが第一の目的であります。これは事務の量ではなく、自治体の自己決定権であります。どのような事務をどんな方法で行って住民に奉仕するか。それを自己選択する権限を最大限認めることが地方分権の本当の意義であります。地方分権の受け皿などと、財政規模や人口規模であっておりますが、規模が小さいと地方分権の推進が困難、即、合併とは、理由になりませんが、いかがですか。お尋ねいたします。

(北吉事務局次長)

事務局でございます。地方分権の推進に伴いまして、住民に総合的な行政サービスを提供いたします市町村の役割というものはますます重要なものとなってきております。こうした中で、市町村が住民の日常生活圏の拡大に伴います行政サービスの広域化、また少子高齢化の進行や環境問題等に的確に対応していくためには、市町村の体制整備を図ることが急務でございまして、その体制整備におきまして、専門職員等の多様な人材の確保・育成、財政規模の拡大や自主財源の確保等、行政基盤を強化いたしまして、効果的、効率的な行政体制を確立するためのより有効な手段として、市町村合併は避けては通れない課題と認識しております。

財政規模、また人口規模と市町村合併との関係につきましては、個々の自治体、地方公共団体の具体的事情を勘案すべき問題であると考えますが、一般的に申し上げまして、人材や財源等の面で限りある小規模な市町村にとって、合併によるメリットは大きいものと考えております。以上でございます。

(秋葉会長)

佐中委員。

(佐中委員)

これを論ずると、延々と平行線だというように感じますので、次に移りますけれども、住民の日

常生活の拡大に応じた、広域的な行政需要に応じなければならない。これも合併の理由にはなりません。日常生活圏や広域的な行政需要が高まっているのは事実でありますけれども、しかし、一部事務組合や広域連合で、それ以上であれば県どうしの共同事務として公的な制度として確立をしております。これを否定することになります、いかがですか。お尋ねいたします。

（北吉事務局次長）

市町村行政の広域化の要請に対応いたしまして、一部事務組合、また広域連合のような市町村の枠組みの変更を伴わない事務の共同処理が既に幅広く行われており、一定の成果の上がっていることを否定するものではございません。しかしながら、より迅速・的確に意思決定を行い、地域の課題を総合的に解決するという観点から考えますと、市町村合併により意思決定、また事業実施などを単一の地方公共団体で行うことがより効果的であると考えております。以上でございます。

（佐中委員）

あなたは職員ですからね、そういう答弁しかできないのです。我々は末端であっても政治家ですから、本当にその今の地方分権、あるいは広域連合や一部事務組合の今日のこうした法的に措置を制度として生かされているわけですから、別に合併をしなければならないという理由には私はならないというように感じます。

続いて次に移りますけれども、少子高齢化社会に対応すると。そのために市町村の財政規模と人口規模を大きくして、合併して、少子高齢化社会は問題は解決しないと思いますけれども、あるいは合併とは無関係だというように思いますが、いかがですか。お尋ねいたします。

（北吉事務局次長）

少子高齢化の問題はとても大きな問題だと思います。少子高齢化の進展に伴いまして、医療や保健、福祉ニーズなどが増大しており、それに伴います様々なコストの増大、または人的資源の不足等が全国的にも懸念されております。こうした中で市町村が保健サービスを円滑に提供していくためには、専門職員等の多様な人材の確保、また育成、効果的・効率的な行政体制などを整備するなど、行財政基盤の強化が急務となっておりますと考えております。そうした体制整備のためのより有効な手段として、先ほど来からの御質問と同じ考え方になりますけれども、市町村合併は避けては通れない課題となっておりますと考えております。以上でございます。

（佐中委員）

続いて、次に移りますけれども、厳しい財政状況に対応するために、合併をして効率的な行財政を実現をし、行財政基盤を強化するというのは、私は当てはまらないと、このように考えます。失礼かと思いますが、全国の政令市の中で、財政基盤は脆弱であります。現在、公共事業の全面的な見直しは御市でなされておりますけれども、8月1日の新聞報道、それ以後の一連の報道によれば、一般財源で260億円不足、早ければ2005年度に財政再建団体に転落する可能性も言及、掲載された新聞を私は読みました。

こうした中、合併特例債といっても、借金に変わりはありません。事業費の95パーセントを合併特例債で賄い、後年度に70パーセントが交付税措置され、全体の35パーセントが合併をした自治体が一般財源で措置しなければならない。さらに借金の重圧に苦しむおそれが非常に大きく私には見えてなりませんけれども、その点、いかがですか。お尋ねいたします。

（北吉事務局次長）

まず、1点目の中期財政収支見通しの件につきましては、前回の協議会でも御説明をさせていただきましたけれども、これはあくまで今後、何ら財政健全化策を講じなかった場合の収支計算でござ

ざいます。今年度策定いたします次期の財政健全化計画の中では、こういった収支見通しに見込まれる財源不足を解消するための具体的な財政健全化策を取りまとめることといたしております。また、合併建設計画につきましては、事業実施に伴って発行いたします地方債の償還金である公債費、これにつきましても、これを含めて国・県の財政支援策などを最大限活用して、財政に与える影響を考慮して策定したものでございまして、合併特例債の償還、これが将来の広島市の財政を圧迫するという事はないものと考えております。以上でございます。

(佐中委員)

広島市の財政も大変だと思いますけれども、国の財政はもっと大変と感じます。全国の自治体に合併を押し付けてですね、箱もの建設ラッシュで合併バブルを作って、ゼネコン向けの大型公共事業を行い、その9割が起債で後年度に送ります。そのつけが、後に支払わせるやり方に、本当にこれでいいのか、非常に疑問を感じます。借金の増大を繰り返し、交付税の先取りを繰り返し、ますます財政が悪化をいたします。さらに社会保障や医療、年金切り捨て、さらに消費税を毎年1パーセント増やして最終的には16パーセントにまで、こういう方針もあります。ますます国民の購買力はなくなり、経済はもっと冷え切り、そして最終的には犠牲を被るのが市民一人一人であります。こんな政治は私は間違いだと思うのですが、財政担当、あるいは市長にお伺いをいたします。いかがですか。

(北吉事務局次長)

この本日の場で、国政のことに関するコメントを今お求めでございますが、それは控えさせていただきます。ただ、厳しい地方行政を取り巻く環境下におきまして、住民のサービスを維持し、また向上させ、地域の発展を図っていくためにこそ、行財政基盤の充実等を進めることが必要でございまして、そのために市町村合併を推進していく必要がある。広島市もこうした観点から特例法の期限でございます、17年の3月に向けまして、周辺町村との合併に全力を挙げて取り組んでいるところでございます。以上でございます。

(佐中委員)

市長はどう感じておられますか。お尋ねしとるのですが。

(秋葉会長)

今、事務局から答えたとおりです。これは海田町と広島市との合併協議会、法定の場で、その議題は合併に関する、しかもこれは任意協議会を経て、具体的な項目が挙がっておりますので、牽強付会すれば関係のないことはありませんが、直接関係のないことに時間を使っておりますので、絞ってお願いしたいと思います。

(佐中委員)

では、次に移りますけれども、昭和46年以降、御市は14か町村と合併をし、それぞれ合併時に建設計画を定められて、おおむね32年経過をした今日も、完全に実施に至っていないところがございます。私の調査では、実施状況は次のとおりと判断をしておりますが、安芸町では26.50パーセント、66億ですね、熊野跡村では107.00パーセント、矢野町では59.40パーセント、船越町では83.30パーセントの建設計画実施率なのです。この瀬野川町の調査をしておりますので分かりませんが、もしあったら答弁の中で答えていただきたいんですが、この4町だけで59.05パーセントの実施率しかございません。当時、高度成長時代のバブルのそういう経済状況の中で、実際、建設計画の実施率は約70パーセントを切っております。これらの実績から見ても、海田町の836億円の建設計画の100パーセント実現をする可能性がないと判断をするのですが、その点いかがです

か。お尋ねをいたします。

(北吉事務局次長)

ただいま、委員がお話しいただきました数字は、合併後5年間の単純な集計値であろうと思います。しかしながら、5年間という、過去の合併については合併建設計画期間が5年間でございます。この5年間という計画期間内に地元の協力が得られずに着工が遅れた事業も中には若干ございます。しかしながら、これまで広島市が合併してまいりました14か町村との合併建設計画の実施状況、これをまとめて申し上げますと、昭和46年から平成元年までの事業ベースで見ますと、計画額、トータルですけれども、1,131億円に対して、実施額は1,477億円で、131パーセントの実施率。さらに合併建設計画に計上はしていなかったもので実施した事業、これも含めた場合の実施額は2,318億円で実施率は実に205パーセントとなっております。

また、どうしても実施ができなかった事業がいくつかあるというお話をしましたけれども、これは例えば、ごみ埋立地や焼却炉の整備を既存の施設で対応することとして、用地取得の必要性がなくなったものとか、幼稚園を近隣の施設で対応した事例等がいくつかございますけれども、いずれにおきましても、事前に地元と十分に協議を行いまして、理解を得たうえで未実施となっているものでございます。これら以外の事業については、すべて実施いたしております。

それから、瀬野川の数字がということでございますが、合併建設計画期間の5年間での実施率としては、瀬野川については91.3パーセントという数字を持っております。以上でございます。

(秋葉会長)

はい、佐中委員。

(佐中委員)

合併建設計画の総額は先ほどから何回も出ておりますが、836億8,700万、27件の事業であることは承知をしておるんですが、吸収合併、編入合併の場合、確実に約束が守られてこそ、これが実行できるものでありますけれども、その担保はどうなるのか。お尋ねをするわけです。

(秋葉会長)

はい、事務局。

(北吉事務局次長)

まず1点目は、たった今申し上げましたように、広島市は過去の合併におきまして、着実に合併建設計画を実施してきたという事実を御理解いただきたいと思います。それから合併建設計画につきましては、これを作成し又は変更しようとするようなときは、あらかじめ県知事に協議すること、さらに、これを作成し変更したときは、公表するとともに、総務大臣、また広島県知事に送付する必要がある。それから、その送付を受けた総務大臣は直ちにこれを国の関係機関の長に送付する。それから、合併建設計画を変更する際には、議会の議決が必要になる。こういったことが合併特例法で定められております。さらには、これは自治法、地方自治法の規定になりますけれども、協議会で作成した合併建設計画に基づいて事務処理をするようにしなければならない旨が定められており、こういった形で合併建設計画が尊重されるような形になっております。

再度繰り返しになりますけれども、過去の広島市の合併の事例を見ましても、合併建設計画についてはきっちりと実施させていただいております。以上でございます。

(秋葉会長)

そろそろ予定の時間がきておりますので、佐中委員の質疑があと1、2分で終わるということで

あれば、皆さんにちょっと我慢していただいて、今日で全部質疑を終わらせるということにできるかと思えますけれども。あと1、2分で済みますか。

(佐中委員)

いいえ。

(秋葉会長)

そうですか。それでは、予定の終了時刻がまいりましたので、議題4から議題27、現在残っているのは議題27の一部だというように理解しておりますが、次回、引き続き協議したいと思いますが、それでよろしゅうございましょうか。

(「異議なし」の声あり)

(秋葉会長)

はい。「異議なし」との声が小さい声でしたけれどもありましたので、そのようにさせていただきたいと思えます。

以上で、本日予定しておりました議事を終了させていただきます。これをもちまして、第2回の協議会を閉会いたします。

次回、第3回の協議会の開催につきましては、他の行事との兼ね合いもあり、非常に立て込んだ日程で恐縮でございますが、今週の金曜日、8月29日の午前10時から広島市で開催することにしたと考えております。詳細については別途通知させていただきますので、よろしく願いいたします。以上でございます。

閉会午後4時02分

以上、第2回広島市・海田町合併協議会会議録の内容が正確であることを証明するためここに署名する。

広島市・海田町合併協議会会長 秋葉 忠利

広島市・海田町合併協議会委員 月村 俊雄

広島市・海田町合併協議会委員 中岡 長一